# 令和7年度第1回白河市子ども・子育て会議

こども計画点検シート

(令和7年度指針)

	-		エンハンド・ノのり の こじ				
基本	<b>頽策</b>		\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			令和7年度 指針	
- ',	20071×	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	スペッグデ来「コロ	
(1)		少子化対策の	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携	市民全体	С	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携して少	
将来に明望が持て		推進	して少子化対策を検討し、一丸となって推進します。		新規	子化対策を検討し、一丸となって推進する。	
社会の実							こども支援課
							全課
(2)		こどもの人権等	  こどもも大人と同じくひとりの人間として権利を持つという考	乳幼児期・	Α	広報誌やHPを利用し「こどもの人権」について広く啓発を行うととも	
人権尊重	重の推	に関する普及	え方のもと、すべてのこども・若者が自立した個人としてひと		継続	に、こども本人が「こどもの人権」を正しく理解するよう学校と協力し	
進		啓発の促進	しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわ	春期・育年 期・子育て		ながら啓発促進に取り組む。	こども支援課
			たって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんな	当事者			ことの文法が
			か社会」の実現を目指します。				
			  文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」に基	学童期•思	Α	各校で人権教室を実施したり、人権作文コンクールに応募したり、啓	
			づき、人権に関する知的理解を深め人権感覚を養い、実践			発資料の配付・活用を行っていく。	
			につながるよう各小中学校へ指導します。		112175	Para la	学校教育課
		人権教育の推	  「特別の教科 道徳」等での人権教育を継続するとともに、	学童期・思	Α	各校で「人権教室」などを実施すると共に、中学校では「人権作文コ	
		進	人権擁護委員会の活動を各小中学校でも取り入れ、思いや			ンクール」に積極的に応募するなど、啓発を図っていく。また市教委と	
			りの心、他者の人権を尊重する心等、意識の向上に取り組 みます。			して人権尊重に関する資料や行事などの紹介を行っていく。	₩ 1+ ₩ <del>*</del> ==
			のまり。  各校での「人権教室」の実施に加え、中学校では「人権作文				学校教育課
			コンクール」への応募、人権に関する資料の配付・活用など				
(2)	①なか	基礎学力向上	啓発を図ります。 年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催	学帝邯.田			
(3) 牛きる	公唯か な学力	基礎子刀向工 推進事業	中3回、谷小中子校の代表による子刀向工推進会職を開催   し、研究集録を作成し、学力向上の推進を図ります。全体で			年3回学力向上推進会議を実施するとともに、研究収録を作成 し、学力向上の推進を図る。	
力を育	を育て		の取り組みに加え、各校の取り組みを個別に支援する体制		小性がり	ひ、子グロエグルをでである。	学校教育課
む教育の充実			の充実に努めます。 				
の元夫			ᄷᇄᅩᄴᅶᆛᆫᇧᆍᄼᆈᄝᇎᄡᄷᇌᅷᄀᆠᇎᄝᆡᅠᅷᆍᅷ	***** B			
		国際理解教育 の拡充		学童期·思 春期	A 継続	全小・中学校へALTを配置し、英語教育の充実を図る。	
		3	学校からの英語教育の充実を図ります。		<b>胚</b> 稅		学校教育課 学校教育課

			11/10/10/10/10/10/10			令和7年度 指針	
基本	施策	施策の展開	   主な取り組み・事業		取組	17年7千及 1日町	担当課
	小項目	他中の展開	上の状列型の一手未	対象	方針	具体的な事業内容	担当誌
力を育 む教育		実	児童生徒用一人一台端末や教師用端末を計画的に更新するとともに、学校全体の情報教育の充実を図ります。 情報モラルに関する研修を積極的に進め、情報モラル教育の充実を図ります。		Α	校務支援パソコンにおいては、令和6年度にリース契約に変更し 500台市内小中学校へ設置できた。今後は、電子黒板の設置を進 める。	学校教育課
		活用推進事業 の推進	たちの読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やします。		継続	全小中学校に学校司書を配置し、子ども達の読書環境の充実を図る。	学校教育課
	②豊か 性を も と を も を を を が 推 を が れ と の れ と り た り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ り れ		キッズシアター(演劇教室)を開催し、演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操の育成を図ります。			演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操を育んでいく。 市内の小学3年生から6年生対象に行う。	生涯学習課
		子どもの読書活動推進事業の実施	「第三次白河市子ども読書活動推進計画(令和5年策定)」に基づき、図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成・配置、ブックスタート事業による図書の配布に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と連携を図りながら読書活動の推進に努めます。また、10代に向けた図書館だより「SASUKENE」の発行、読み聞かせボランティアの協力による幼児から小学生向けの読み聞かせ等、図書館をより身近なものとして感じてもらうための活動を推進します。	童期·思春	A 継続	・資料の充実(適切な更新) ・児童サービス担当職員 りぶらん) 正2人、会計年度任用職員6人 地域館) 会計年度任用職員8人 ・学校図書館司書のサポート・育成担当1人 ・ブックスタート事業(1歳児対象) ・しらかわ子育てウェルカムブック(3歳児対象) ・学校図書館・児童クラブへの貸出・配本 ・図書館見学、職場体験学習などの対応 ・学校でのおはなし会・ブックトーク(大信) ・児童読書感想画展(学校)の実施 ・手づくり絵本展・だれでもブックデザイナー(児童クラブ等)の実施 ・新一年生への読書ノート配付 ・おはなし会ボランティアとの協力 ・10代向け図書館だより「SASUKENE」の発行	図書館

基本	<b>施</b> 策		)			令和7年度 指針	
		施策の展開	主な取り組み・事業	114	取組	具体的な事業内容	担当課
(2)	小項目			対象	方針	2.11. 2.0.2.11.2.	
生きる	②豊か な人間 性を育			幼児期	継続	公立保育園 5園 公立幼稚園 7園 私立保育園等 10園(補助金交付)	- 1° 1 <del></del>
	む教育					私立幼稚園等 6園(補助金交付)	こども育成課
				学童期·思 春期	継続	図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成・配置、ブックスタート事業による図書の配布に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こど	学校教育課
		図書館活動の	「おはなし会」等のこどもと本を結ぶ行事や本に関する相談	幼児期•学	Α	も園、学校と連携を図りながら読書活動の推進に努める。 ・ちびっこおはなしのくに(0~3歳向けおはなし会)	
		推進	業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを 推進します。		継続	・おはなし会(3歳~小学校低学年向けおはなし会) ・夏・冬のおはなし会(おはなしと工作)	
						<ul><li>・東図書館おはなし会</li><li>・大信図書館おはなし会</li><li>・児童、ティーンズコーナーでのテーマ展示</li></ul>	図書館
		実	各小中学校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況について全校調査を継続して実施し、学習状況や道徳性の成長の様子など学校教育全体を通した適切な評価ができるよう指導法の啓発に努めます。また、研究指定校の取り組みを各校に情報共有し、研究成果を全校に拡げます。		継続	各校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況については全校調査を行って把握した。昨年度の東北中学校での授業公開を好機に、市内全校で道徳科の授業研究の推進に努める。	学校教育課
		動の推進	験活動を推進します。 小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に 関わる授業を、中学校では職業体験活動を実施します。			小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進する。 小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を、中学校では職業体験活動を実施する。	学校教育課
		化再発見事業	小学1年生から中学3年生までが体験を通じて系統的に白河の歴史、文化について学ぶ機会を設定し、生まれ育った白河市に誇りを持つ学習を推進します。	学童期·思 春期	継続	各小・中学校において、それぞれの地域及び白河の歴史、文化について学ぶ学習を実施する。また、今年度は特別に松平定信公の功績について小学校全学年で特別出前授業を実施する。	学校教育課

			11/1/// 12/6/18 5		<u> </u>	令和7年度 指針				
基本	施策	### <b>0 2 8 8</b>	   主な取り組み・事業		田一名日	では、一人 11世	+□ 114 ≘⊞			
	小項目	施策の展開	土な取り組の・ <del>学業</del>   	対象	取組方針	具体的な事業内容	担当課			
(3) 生きる 力を育 む教育 の充実	な人間 性を育 む教育	白河市歴史民 俗資料館・小峰 城歴史館の活 用	歴史民俗資料館・小峰城歴史館において、企画展・特別企画展を開催し、あわせて図録・資料目録・報告書等を刊行することで、白河の歴史文化に関する学びや、文化財に接する機会を提供します。	学童期·思 春期·青年 期	A 継続	令和7年度は、大河ドラマ活用推進事業の一環として、白河藩主松平定信に関する特別企画展(会場:小峰城歴史館)を開催予定。	文化財課			
	かな体			幼児期·学 童期·思春 期		各校の体力向上推進計画に基づき体力向上に努めるとともに、小中学校においては、タブレットを活用しながらコオーディネーショントレーニングを体育の時間を中心に取り入れ、心身の健やかな成長に努める。	学校教育課			
				幼児期	A 継続	学校教育課と連携して実施する。	こども育成課			
		運動部活動の 支援	地域人材による部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取り組みを推進します。 また、学校のニーズにより、部活動指導員の配置人数を検討します。	学童期·思 春期	B 拡充	地域人材による部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取り組みを推進する。 また、学校のニーズにより、部活動指導員の配置人数を検討する。	学校教育課			
		食育事業の推 進		乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年	A 継続	乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。	こども支援課			
					庭各要るすを減の及		期・子育て	継続	小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。	健康増進課
			しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。 食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進します。		継続	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。	こども育成課			

						令和7年度 指針	
基本	施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	151117 1 (20 2)	担当課
	小項目	心外の成用	工,04人为110人。于不	対象	方針	具体的な事業内容	J르크麻
生きる力を育む教育	を育てる教育				A 継続	献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に周知する。	こども育成課
の充実	の推進				A 継続	小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、 食に関わる人々に対する感謝の心を養う。	学校教育課
					継続	各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。 食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知する。	健康給食推 進室
				幼児期・学 童期・思春 期	A 継続	小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。	こども支援課 学校教育課
					A 継続	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	こども育成課
	④教育 支援体 制の充 実	セラー配置事業		学童期·思 春期	A 継続	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者に カウンセリングを行う。また、スクールカウンセラーと教職員によるコン サルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期 対応につなげる。	学校教育課
		ターの開設	不登校の児童生徒のために教育支援センター「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ、学校復帰が図られるようにします。		A 継続	不登校の児童生徒のために教育支援センター「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ、学校復帰が図られるようにする。	学校教育課

			11/10/10/10/10/10			令和7年度 指針	
基本	施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	1 11 1 12 1111	担当課
	小項目	JESK O JEKN		対象	方針	具体的な事業内容	3——B/K
(3) 生きる 力を育 む教育 の充実	支援体 制の充	特別支援教育 支援員配置事 業	特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活をサポートするための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的に実施します。	学童期·思春期	A 継続	5 1名の支援員を配置する。	学校教育課
		生徒指導体制 の充実		学童期·思 春期		いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」(生徒指導協議会)等を通した体制の充実を図る。	学校教育課
			担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行います。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修会を実施します。 ※QUテスト 学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度で構成されており、学級経営のための有効な資料が得られるとともに、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策につながる。	<b>≠</b> #□		担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行う。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQUテストの研修 会を実施する。	学校教育課
		家庭児童相談 事業	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て 当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談 において、必要な関係機関につなげます。	ᄮᄓᄆᄬᇚᆇ	A 継続	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげる。	こども支援課
		こども家庭セン ターの設置	ター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな 支援体制をスタートさせました。	妊娠期・乳学 動・まま 期・まま サ・まま サ・まま サ・まま サ・ネ サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス サ・ス		関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課

基本	:					令和7年度 指針	
	小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(3) 生きる 力 を育 の の た	環境の	実	成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図ります。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫 し、開かれた学校づくりに努めます。	学童期・思 春期・子育 て当事者	継続	各小中学校の学校経営ビジョンに基づいた児童・生徒の育成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図る。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努める。	学校教育課
			るとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増 やすことで、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価 につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議 会の活性化を図ります。	学童期·思 春期	継続	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の運営を充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、地域の実情も踏まえた実効性のある学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図る。	学校教育課
				学童期·思 春期		白河一小、白河中央中で研究公開を実施し、積極的に研修に取り 組む教職員を増やし、その成果を教員同士が共有することにより、 資質向上を図る。	学校教育課
		安全管理の推進		学童期·思 春期		毎月「安全の日」を設定して安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努める。	学校教育課
			快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築や改修など、学校施設の整備を計画的に行います。 児童クラブの防犯対策を推進するとともに、待機児童対策を 考慮した施設の整備を図ります。	学童期·思 春期		快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築 や改修など、学校施設の整備を計画的に行う。	教育総務課
		園・認定こども		幼児期・学 童期		教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を 行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有すること で児童理解を深め、就学前後の連携強化を図る。	学校教育課
					A 継続		こども育成課

基本	爾策		)			令和7年度 指針	
	小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(3) 生きる 力を育 む教育 の充実	教育の	3年保育の実 施・充実	公立幼稚園7園、私立幼稚園6園全園で3年保育を実施しています。今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。 ※3年保育 3月末で満3歳になっているこどもが入園する制度	幼児期	A 継続	年長児のフォローアップ時・経過観察児について小学校と情報共有を図るとともに、「就学時の引継ぎシート」を活用し、小学校入学後の適切な支援につなげる。	こども育成課
			西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期 的に現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を 促進します。	幼児期	A 継続	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的に現職 教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進する。	こども育成課
		教育環境の充実	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。また、3年ごとに定期点検を実施し、優先順位を決めて修繕を進めます。	幼児期	A 継続	保育園・幼稚園の遊具点検を実施する。	こども育成課
			幼児教育の質的変化や新たなニーズに対応するため、長期 的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めま す。 幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、表郷地区の幼稚		A 継続	(仮称)表郷こども園建設(R8まで)	こども育成課
			園・保育園を統廃合し、認定こども園を開園するほか、施設 の適正な維持管理と施設の統廃合を含めた老朽化対策を 計画的に推進します。		A 継続	保育園 20箇所想定 幼稚園 20箇所想定 修繕実施予定	こども育成課
		<mark>育園・</mark> 認定こど も園への振興 助成	るため、市内の各園に対し助成金の支給を行います。	幼児期		私立幼稚園と認定こども園(幼稚部)の幼児教育の振興を図るため、市内の各園に対し助成金の支給を行う。	こども育成課
(4) 多様な 学びと 居場所 づくり	な学 び・体 験機会	学校施設の開 放		学童期·思 春期		市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、学校施設を地域の活動の場として開放する。市立学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放する。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図る。	教育総務課

			エススペンながることも石		<del>  /                                   </del>			
基本	<b>解</b> 策		)			令和7年度 指針		
		施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課	
	小項目			対象	方針	スペッグチ末には		
多様な 学びと 居場所	な学 び・体 験機会 の拡充	開催	年の育成への一助とします。	童期・思春 期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	青年期以上を対象とした各種スポーツ教室に加え、乳幼児や児童に身体を動かす楽しみを提供するとともに、児童・生徒にレベルアップを図る教室を開催するなど、幅広く内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とする。	スポーツ振興 課	
		活動への支援	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通した心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進します。	学童期·思 春期	A 継続	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通した心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進する。	スポーツ振興 課	
		の推進	体験型の事業を実施し、小さい頃から気軽に文化芸術に触れ親しめる機会の充実を図ります。	幼少期·学 童期·思春 期	A 継続	・アウトリーチ事業「モンゴル馬頭琴演奏」(6/10~6/13) 小学校7校 ・まちなか音楽2025(10/11~10/12)	文化振興課	
		館コミネスの活用		幼児期·学 童期·思春 期	A 継続	・コミネスキッズフェスティバル「タニケンバンド、ウタウ☆カイゾクダン」 (8/10) ・イギリスの人形劇団ピクルドイメージ「ヤナと雪男」(11/3)	文化振興課	
		推進	を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな 心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開しま す。	学童期	A 継続	小学生を対象とした教室を開催し、施設見学や様々な体験を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開する。	中央公民館	
		の設置	開所予定の複合施設内に屋内遊び場を設置し、これまで幼 児期中心だったものを小学生も利用できる施設とし、こども	童期·子育		天候等に左右されず、安心・安全に遊べる屋内遊具施設を設置・促進することで、こどもたちの心身の健全育成を図るとともに、親子のストレス解消や子育て支援の場を提供する。	スポーツ振興 課	
			たちの健やかな心身の発達を図ります。		A 継続		まちづくり推 進課	
					C 新規	令和9年度の開所に向けて準備を進める。	こども支援課	

			11/10/1 10/0/1 0 00			令和7年度 指針	
基本	施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組		担当課
	小項目	他界の展開		対象	方針	具体的な事業内容	2230本
多様な 学びと 居場所	な学 び・体	歴史民俗資料 館・小峰城歴史 館活動の推進	峰城跡」について学ぶことができる施設です。実際の文化財	学童期·思春期·青年期	継続	令和7年度も引き続き、「白河の歴史・文化再発見事業」の一環として、市内小中学校全校の小峰城歴史館見学を受け入れる。また、中学校に対しては白河の古代・松平定信についての出前授業も実施するなど、教育普及活動に努める。	文化財課
		を学ぶ機会の 創出		童期·思春	C 新規	木工教室や森林環境パネル展等で構成する「子ども自然体験フェスティバル」を開催し、こどもたちが豊かな自然(森林)や木材にふれあい、森林や木材の大切さを認識する機会を提供する。	農林整備課
			録会員が講師として出向き、「市民共学」出前講座を開催し	幼児期·学 童期·思春 期·青年期	A 継続	自主的に活動している団体・サークルの会員が講師・スタッフとして 依頼のあった学校・団体等を訪問し、講座を開催するなど推進を図 る。	生涯学習課
			こどもたちの好奇心や探求心に応える活動を行うボーイスカウト活動に対し運営費の一部を助成し、心身ともに健全な人材の育成とともに多様な学びを推進します。		A 継続	引き続き、ボーイスカウトの活動支援を行う。	生涯学習課
		ポーツクラブの 支援	ポーツクラブでは、多世代間の交流の機会も提供します。 クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に補助金を交付します。	学童期·思 春期·青年 期	A 継続	地域住民が主体的に運営し、地域の誰もが参加できるスポーツクラブに支援することで、こどもから高齢者まで、幅広い世代の交流を図るとともに、こどもたちの多様な社会性を育む機会を提供する。また、クラブの自主事業及び新たにクラブを立ち上げる際に補助金を交付する。	スポーツ振興 課
	②居場 所づく り	複合施設の整備	づくり」「子育て支援」「交流」などの多機能型の複合施設を 整備し、学びや交流、憩いの場を提供します。	幼児期・学 童期・思春 期・青年 期・子育て 当事者	C 新規	令和9年度の完成を目指して「生きがいづくり」「子育て支援」「交流」などの多機能型の複合施設を整備する。	関係各課

			11/1/// 1 / 2/8/1 8 CC		<u> </u>	令和7年度 指針	
基本	施策	## 0 DB	主な取り組み・事業		<b>□</b> -6□	744/千皮 组织	+□ \/ ==
	小項目	施策の展開	土な取り組の・争未	対象	取組方針	具体的な事業内容	担当課
(4) 多様な 学びと 居場所 づくり	②居場 所づく	放課後子ども 教室推進事業	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を活かした活動を行います。	, 5 - 5 .	継続	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を生かした活動を行う。	こども育成課
			場所(こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習	幼児期・学 童期・思春 期		様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所 (こども食堂)をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行う。	こども支援課
	教育の	家庭教育学級 への支援	業費の一部を助成し、その取り組みを支援します。	サ / ぶ / 辻 1口		各学校等で開催する家庭教育学級事業費の一部を助成し、その取り組みを支援する。	生涯学習課 教育総務課
		動への支援	コミュニティ活動を支援するために、「市民共学」出前講座の 活用を促進します。		A 継続	各種出前講座を通して、市民のコミュニティ活動を支援していく。	生涯学習課
		本とのふれあ い	1歳児健康診査時に読み聞かせと絵本のプレゼント、3歳児健康診査時に図書館で使える引換券の配付を実施することで、読書を通じ親と子がコミュニケーションを育む機会を提供します。	育て当事者	継続	・ブックスタート事業(1歳児健康診査時) 読み聞かせと絵本のプレゼント ・しらかわ子育てウェルカムブック(3歳児健康診査受診者対象) 3歳児健康診査で読み聞かせと絵本引換券の配付、図書館来館 時に引換券を持参すると絵本プレゼント	図書館
			るため、コミネスを会場に妊婦とこどもを対象としたマタニ	妊娠期・乳 幼児期・子 育て当事者	A 継続	・マタニティ&コンサート「木管アンサンブル〜魔法の笛吹き〜」 (5/12)	文化振興課

			<u> </u>		<del></del>		
基本	<b>施</b> 策		)			令和7年度 指針	
	70 U	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	ス件りの手来には	
	教育の 推進	域活動事業	未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行います。			市内の認可保育園12園で毎月1〜2回、保育園を開放し、未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。	こども育成課
			成関係事業の情報提供を行います。	て当事者	A 継続	「全国子ども会安全共済会」の保険加入手続きは、ウェブサイトから申し込みが可能となり、事務の軽減を図る。 青少年育成関係事務の情報提供については、引き続き行う。	生涯学習課
		の支援	推進大会」や、各地域の市民会議に対し、必要な支援を行います。		A 継続	市内中学2年生を対象に舞台芸術鑑賞及び「少年の主張」発表を 実施した。また、青少年健全育成に功績のあった功労者の表彰を 実施する。	生涯学習課
		白河市少年セン ター事業		学童期·思春期	A 継続	問題少年の早期発見及び早期補導を行う。	生涯学習課
		導員連絡協議 会への支援	市主催の少年補導員研修会を実施するほか、福島県少年 センター連絡協議会研修会へ参加する等、少年補導員の資 質向上を図るための支援を行います。		A 継続	市主催の補導員研修会を実施する。 また、福島県少年センター連絡協議会研修会へ参加する。	生涯学習課
も・若 者の意 見表明		の開催	各小中学校から代表生徒が集まり、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ 防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを 行います。			各小中学校から代表生徒を集め、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行う。	学校教育課

其木	施策					令和7年度 指針	
	1/1031/14	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	ス件りな手未げて	
の機会の充実	も・若 者の意 見機会 の充実	来フォーラム」 の開催	市長や市職員が各中学校を訪問し、生徒たちと白河の未来 に向けた意見交換を行います。市長や市職員との対話を通 じて、中学生が将来を担うひとりとしての自覚を高めるととも に、郷土愛の醸成を図ります。	春期	継続	各中学校で、白河市行動計画にある「まちづくりの理念」をもとに、 パネルディスカッションや懇談を行う。中学生の提案について、市長や 市職員と話し合ったり講話を聞いた入りして、ふるさと白河に対する 郷土愛を育む。	学校教育課
	(2)こど	こどもの声を生 かしたまちづく りの推進	画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努めます。	幼児期・学春 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見 の発表の場を提供する環境づくりに努める。	関係各課

			ZICCOC I P CANE	<i>i</i> , <u> </u>			
基本	<b>蒸</b> 策		ナ+>取り织り、 東米			令和7年度 指針	
	23014	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	**************************************	
親子の 健康の 確保	保健の 推進 (妊娠 期)	の交付	届時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行います。	期)	継続	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行う。	こども支援課
		の交付	て交付します。	者(妊娠 期)		父親の育児参加を促すため、育児に関する基本情報やこどもの心と 体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子 の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付します。	こども支援課
		ションケア	婚姻届を提出した夫婦で将来妊娠を希望する女性と、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配付し周知啓発を行います。 ※プレコンセプションケア将来の妊娠を考え、妊娠前から女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、健康づくりに取り組むこと。 (プレ=~の前に / コンセプション=妊娠、受胎)※葉酸(ようさん) ビタミンB群の栄養素で、妊娠初期に「神経管」(脳や脊髄のもと)が正常に形成されるために欠かせないビタミン。また、「造血ビタミン」とも呼ばれ、妊娠期の貧血や高血圧症候群の予防にも効果がある。	*	新規	二十歳の集いの対象となる男女と、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配付し周知啓発を行う。	こども支援課
		查	場合の費用も助成します。	者(妊娠 期•乳児 期)	継続	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産 後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里 帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成す る。	こども支援課
			産する妊婦に、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成します。	子育て当事 者(妊娠 期・出産 時)	_	遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産する妊婦に、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成する。	こども支援課

				1/2 1 /3	, ,		
基本	<b>爾等</b>		` \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			令和7年度 指針	
4年		施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	共体的な事業的合	
親子の 健康の 確保	保健の 推進 (妊娠 期)	導	健師、栄養士が様々な相談に応じます。	子育て当事 者(妊娠 期・乳幼児 期)	継続	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦の家庭を訪問し、保健師、管理栄養士等が様々な相談に応じる。	こども支援課
			夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術について助産師などから学ぶ教室を開催します。	± <u>+</u> / + T + F		夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術、赤ちゃんとの関わり方などについて助産師などから学ぶ教室を開催する。	こども支援課
		不妊治療費助 成事業	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。		A 継続	不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院 に対する助成を行う。	こども支援課
	保健の 推進 (新生 児〜乳		合、母子保健法に基づき、保護者による「低体重児出生届」	新生児期・ 子育て当事 者	A 継続	保護者による「低体重児出生届」の提出を受け、生活環境や病気の予防など、個々の状況に応じた必要な支援を行う。	こども支援課
			児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合 に、その治療に要する医療費の一部を給付します。	子育て当事 者(新生児 期・乳児 期)		身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、 指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に 要する医療費の一部を給付する。	こども支援課
		新生児聴覚検 査	耳のきこえの障害は乳幼児のことばと心の成長に大きくかかわることから、聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用を助成します。	新生児期	A 継続	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用を 助成する。	こども支援課

				7 1/2 1 /3	· · · · ·		
基本	<b>施</b> 策		   主な取り組み・事業			令和7年度 指針	I TO LICE
		施策の展開			取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	**************************************	
親子の健康の確保	保健の 推進 (新生 児〜乳	(こんにちは赤		子育て当事 者(乳児 期)	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の 状況や養育環境等の把握や助言を行う。	こども支援課
	<i>知)</i>	查	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。継続的に支援を要するこどもを把握し、受診後に適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。		継続	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要するこどもを把握し、受診後に適切なフォローを行う。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	こども支援課
			が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。	子育て当事 者(乳幼児 期)	継続	育児に不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行う。 乳幼児健康診査の未受診児の親等に対して健康診査の必要性を 説明し、受診につなげる。	こども支援課
			に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後 6ヶ月~中学3年生、妊婦)、妊娠を希望する方やその夫を 対象に風しん予防接種の費用を助成します。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・子育( 当事期)	A 継続	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ(生後 6ヶ月~中学 3 年生、妊婦)、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成する。	健康増進課
		口腔の健康管 理 【再掲】	フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口事業や歯科衛生士の活用 を図り、口腔の健康管理に理解を深め実践につなげます。	幼児期·学 童期·思春 期		【再掲】 小中学校においては、継続的にフッ化物洗口を実施するとともに、養護教諭や歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、う歯予防につなげる。 フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらには歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげる。	こども支援課 こども育成課 学校教育課

			Ziccoc i in carreta	1/2 1 /3	/ _		,
其木						令和7年度 指針	
42/TY	11 C 14	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	兵体 りん 学来 り 日	
親子の 健康の 確保	保健の 推進(新 生児〜 乳幼児 期)	くり行事予定表 の作成		子育て当事 者		市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した「こどもの健康づくり行事予定表」を作成し、配付する。	こども支援課
養育支 援と発		ンター「ぽっか ぽか」	プできめ細やかな相談支援を行います。	者(妊娠 期•乳幼児 期)	継続	妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマート フォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、 保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支 援を行う。	こども支援課
		アップ事業	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施します。	者(乳幼児		子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施する。	こども支援課
			産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努めます。	者(乳児		産後ケアを必要とする産後1年以内の母子に対し、産後ケアサービス(宿泊ケア・日帰りケア)を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努める。	こども支援課
				土/ 河 1日		こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行う。	こども支援課
			育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に 関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄 養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよ う支援します。	子育て当事 者(乳幼児 期)		育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	こども支援課

			Ziccoc j in carrell	1/2 1 /3			
基本	<b>蒸</b> 策		ナt>取り知り、東米			令和7年度 指針	
- '.	23714	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	スペックチ末には	
養育支 援と発 達支援 の推進	児・養育支援の推進	進事業		者(乳幼児 期)		子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成する。	こども支援課
			幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を 対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。	幼児期・子 育て当事者	A 継続	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施する。保護者にも参加していただき、子どもの遊びの様子を共有した後、臨床心理士言語聴覚士・保健師・相談員による個別の相談会を実施する。	こども育成課
			発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援 教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師 による発達相談会を開催します。 また、各健康診査の結果、事後確認が必要な幼児に対して は幼稚園・保育園・認定こども園を訪問しフォローを行いま す。	乳幼児期	A 継続	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会を開催う。 また、各健康診査の結果、事後確認が必要な幼児に対しては幼稚園・保育園・認定こども園を訪問しフォローを行う。	こども支援課
(3) 食育のi	推進	充実	園児が楽しく食事をとれるよう献立を工夫するとともに、食の習慣、知識を学ぶ食育指導や食生活アンケートを基にしたおたよりを作成し、園児の健全な発育と教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。			園児が楽しく食事をとれるよう献立を工夫するとともに、食の習慣、 知識を学ぶ食育指導や食生活アンケートを基にしたおたよりを作成 し、園児の健全な発育と教育的な役割を持つ保育園給食の充実を 図る。	こども育成課
		実	適切な栄養の摂取による健康の保持増進と体格・運動能力の向上、生涯を通じて健康な生活を送るために、こどもの頃から体によい食べ物を選ぶ力を育て、食事について正しい理解と望ましい食習慣を養えるよう、栄養バランスのとれた多彩な給食を提供します。	<del>*</del> #0	A 継続	・食育メニューや行事食、郷土食等を取り入れた給食を提供する。 ・市内統一の減塩献立を6月と1月に実施する。 ・地場産物を活用した給食を提供する。	健康給食推 進室

基本施策					令和7年度 指針	
本	施策の展開	主な取り組み・事業 	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(3)食育の推進	食育事業の推進「再掲」	ども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。 各小中学校では、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。また、小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定を希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシを配付し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図ります。献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関する正しい知識の普及を図るとともに、食用19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進します。	乳幼児期・発生のである。	112-100	【再掲】 乳幼児健康診査時に保健指導・栄養指導を実施する。 小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定及び希望する小学校に 医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生 に「へる塩健康応援店の紹介」チラシや減塩に関するパンフレットを配付し、こ どもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図る。また、食生活改善推進協議 会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事 や減塩、野菜摂取の大切さなどを食を通じた健康づくり活動を推進する。 「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し 幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごは ん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図る。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及 を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を園及び保護者に 周知する。 小中学校においては、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる 人々に対する感謝の心を養う。各学校の食に関する全体計画に基づき、食育の授業、個別指導を実施する。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図る。食生活に関するアンケートを実施し、結果を学校・保護者に周知する。	こどはも大きな はまま できません 単色 できまま できまま できまま できます できます できます できます きょう はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます
(4) 思春期保健の 推進	心の健康に関する情報提供・ 知識の普及		学童期·思 春期	継続	各小中学校において「SOSの出し方に関する教育」を実施し、心の健康づくりを推進する。また、校長会等において「SOSの出し方に関する教育」をはじめ、心の健康づくりに関する資料や情報を提供し、意識化を図る。	学校教育課

基本施策		2.CC 0C 1 Fi Carrier	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		令和7年度 指針	
基个 <b>加</b> 尔	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	共体的な学業的合	
(4) 思春期保健の 推進	ングの実施	学校に広め、実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会や校長会や教頭会など各種研修会を啓発の機会として活かします。 ※ピアカウンセリング 同じような背景や悩みを持つ人たちが集まり、仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。		継続	先行的に取り組んでいるピアカウンセリングの事例を小中学校に広め、実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会や校長会や教頭会など各種研修会を啓発の機会として活かす。	学校教育課
	「性に関する指導」の充実	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、保健師 や助産師の協力による授業など発達段階に応じた指導を工 夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させ るとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養いま す。		継続	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、保健師や助産師の協力による授業など発達段階に応じた指導を工夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させるとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養う。	学校教育課こども支援課
	及ぼす影響に ついての教育	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、たばこが 喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が 深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育て ます。	<b>≠</b> #□	継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、たばこが喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	学校教育課
	康に及ぼす影 響についての	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。	学童期•思 春期	A 継続	各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てる。	学校教育課
		小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。	学童期·思 春期		各小中学校の「学校保健全体計画」に基づき、発達段階に応じながら、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努める。	学校教育課

		=:00003130000	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, .	011111111111111111111111111111111111111	
基本施策		ナル取り知り、 東世			令和7年度 指針	
	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	7 411 7 5 7 111 7 2	
(5) 地域医療体制 の充実	成育医療等の 提供	問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進します。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援し			成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進する。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援する。	健康増進課 こども支援課
	地域医療体制 の整備	啓発事業を実施します。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、医師会と連携を図り、医療人材の確保に努めるとともに、地域における啓発事業を実施する。	健康増進課
	救急医療の充実		乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を 継続し、救急医療体制の充実を図る。	健康増進課
	当番医等の情報提供	ムページ等で行います。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育て 当事者		当番医の周知等の情報発信を年間予定表や広報紙、ホームページ等で行う。	健康増進課
	心の健康に関する相談・支援の充実	人間関係や仕事、健康問題など様々な要因から自殺に傾きかけている人たちに早期に気付き、支え、見守ることができるよう関係機関と連携します。	青年期・子 育て当事者		人間関係や仕事、健康問題など様々な要因から自殺に傾きかけている人たちに早期に気付き、支え、見守ることができるよう関係機関と連携する。	健康増進課こども支援課

基本	:		ナル取り知り、 東光			令和7年度 指針	
	小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組方針	具体的な事業内容	担当課
子育て 支援 サービ	①教 育・保 育サー ビスの		保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な 心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育 内容の充実を図ります。	乳幼児期	Α	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図る。	こども育成課 民間事業者 等
ス等の 充実			保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続します。	乳幼児期	A 継続	保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続する。	こども育成課 民間事業者 等
		待機園児の解 消	待機園児を解消するため、必要に即して保育士を確保する ほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。	乳幼児期	A 継続	待機園児を解消するため、必要に即して保育士を確保するほか、保 護者ニーズに対応した施設整備に努める。	こども育成課
		持管理	保育環境の新たなニーズに対応するため、幼児数の変動を 把握し、適正な施設整備に努めます。 表郷地区の幼稚園・保育園を統廃合し、こども園を開園する ほか、施設の老朽化対策に併せて、快適な保育環境の整 備を推進します。	乳幼児期	A 継続	【再掲】 ・(仮称)表郷こども園建設(R8まで)	こども育成課
		施	保護者ニーズへの対応として、生後6か月から入園できる 乳児保育を継続します。	乳児期・子 育て当事者	A 継続	保護者ニーズへの対応として、生後6か月から入園できる乳児保育 を継続して実施する。	こども育成課 民間事業者 等
			こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等 を実施し、保育の質の向上を図ります。	乳幼児期	A 継続	こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等を実施 し、保育の質の向上を図る。	こども育成課 民間事業者 等

基本	<b>施</b> 策		ナ+>町り知り、東業			令和7年度 指針	
		施策の展開	主な取り組み・事業	<b>+ + + + + + + + + +</b>	取組	具体的な事業内容	担当課
/1\/□	小項目	<b>拉哥然旧辛/</b>	ナカナミスの小学性ロス内状にていて特別後日本5=1の	対象	方針	2.11. 2.0.2.11.2.	
(1)保育では、1)保証のでは、1)保証のでは、1)保証のでは、1)保証のでは、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)には、1)に	育・保 育サー ビスの	放課後児童健全育成事業	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの 保育環境の整備に努めます。また、受け入れ施設の改修を 検討する等、待機児童の解消に努めます。		継続	登録者数(見込み) 942名 市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努める。また、受け入れ施設の改修を検討する等、待機児童の解消に努める。	こども育成課
					A 継続	・小野田小児童クラブにモニター付きインターホンを設置 ・各児童クラブに防犯グッズ(さすまた等)を設置 ・5箇所想定修繕実施予定	こども育成課
		育事業	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努めます。(公立4園、私立3園の保育園で実施)令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)でも一時預かり保育を実施する予定です。	学童期·子	B 拡充	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努める。(公立4園、私立3園の保育園で実施) 令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター(仮称)で実施する一時預かりについて準備を進める。	こども育成課 こども支援課
		幼稚園預かり 保育事業	保護者の希望に応じて教育標準時間外に園児を引き続き 預かる「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で実施します。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後 も預かり保育内容の充実を図ります。	幼児期・子		保護者の希望に応じて通常の保育時間外にこどもを引き続き預かる 「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で継続して実施する。核 家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育 内容の充実を図る。	こども育成課
			市内の認可保育園12園で毎月1〜2回、保育園を開放し、 未就園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行います。	幼児期・子 育て当事者		【再掲】 市内の認可保育園12園で毎月1〜2回、保育園を開放し、未就 園親子を中心にふれあい遊びや育児相談を行う。	こども育成課

			313 F3 C C/				
基本	施策	V 65	主な取り組み・事業		T-40	令和7年度 指針	±□.\\/ =⊞
		施策の展開	エな玖り幅のデザ来		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	X(11-7-0-3-X(1))	
子育て 支援 サービ ス等の	におけ る子育 て支援 サービ	援拠点事業	として地域子育て支援拠点(おひさまひろば、たんぽぽサロシ)を設け、必要に応じて育児相談や子育で情報の提供を行います。	子育て当事 者(乳幼児 期)		乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場として地域子育て支援拠点(おひさまひろば、たんぽぽサロン)を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行う。	こども支援課 民間事業者
		ポート・セン ター事業		学童期・子 育て当事者		子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを 支え合う事業を支援する。	こども支援課
		ホームスタート 事業	未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者 (ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努めます。	乳幼児期・ 子育て当事 者		未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホームビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につなげるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努める。	こども支援課
			保育の必要がある児童を病院の敷地内の施設で預かる事	幼児期・学 童期・子育 て当事者	A 継続	関係市町村に利用促進を働きかけることで、事業の充実を図る。	こども育成課
		子育て短期支 援事業(ショー トステイ)		幼児期・学 童期・思春 期・子育て 当事者	継続	保護者が疾病、仕事、その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行う。	こども支援課

基本	<b>쩼策</b>		ナシ取り組み、東米			令和7年度 指針	
	小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
育・子育 て支援 サービ ス等の 充実	る子育 て支援 サービ スの充	業	問わない、短時間の一時預かりを行います。	学童期・子 育て当事者		ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば (地域子育て支援拠点事業) は、保護者の利便性を図るため、理由を問わない、短時間の一時預かりを行う。	こども支援課
相談支援	添い支える支	ンター「ぽっか ぽか」 【再掲】	スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供します。また、専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。	期·乳幼児 期)		【再掲】 妊娠期も含めた子育てに必要な情報を、市ホームページ、スマート フォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、 保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行う。	こども支援課
		ターの設置 【再掲】	ター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな 支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支	(TICHE 334	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課
			幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を 対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。	幼児期・子育て当事者	継続	【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施する。保護者にも参加していただき、子どもの遊びの様子を共有した後、臨床心理士言語聴覚士・保健師・相談員による個別の相談会を実施する。	こども育成課
		事業			A 継続	【再掲】 家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者 を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要 な関係機関につなげる。	こども支援課
		業(基本型)	等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。	子育(生事 子者(共動中 子子(共動中) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	_	子育て家庭や妊産婦が、子育て支援事業や福祉サービス等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	こども支援課

			3.1110				
基本	<b>施</b> 策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	INIH / T/X JASI	担当課
	小項目	他界の展開		対象	方針	具体的な事業内容	三二麻
相談支援	添い支 える支 援体制 の充実	育児サポート事業	家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等 の支援を行います。	者(幼児 期・学童 期)・学童 期・思春期	継続	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、好産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。	こども支援課
	②子育 て支 ネット ワー づくり	ネットワーク	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、NP O法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図ります。	者	継続	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、N P O法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図る。	こども支援課 民間事業者 等
		【再掲】	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。		継続	【再掲】 育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する 情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを 行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援する。	こども支援課
		進事業 【再掲】	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及び その保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営 する団体に対し、その費用の一部を助成します。	者(乳幼児期)	継続	【再掲】 子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保 護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対 し、その費用の一部を助成する。	こども支援課
(3) 経済的 推進	支援の	子育て応援ギ フト支給事業	い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、 妊娠及び出生の届出を行った妊婦・子育て家庭に対して給 付金を支給する経済的支援を一体的に実施します。	期·乳児 期)	継続	妊娠期から面談を通じて出産・子育ての相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付による経済的支援を組み合わせて実施する。	こども支援課
		妊産婦医療費 助成	安心して出産できるよう、妊産婦に対し医療費の一部(保険 診療分一部負担金)を助成します。	子育て当事 者(妊娠 期・新生児 期)		安心して出産できるよう、妊産婦に対し医療費の一部(保険診療 分一部負担金)を助成する。	こども支援課

			511100				
基本	麗策	16 fr a 17 18 1	主な取り組み・事業		<b>H</b> -40	令和 7 年度 指針	<b>+□ \/ ==</b>
	小項目	施策の展開		対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(3) 経済的 対推進	支援の	助成事業	の運賃等の一部に利用できる助成券を交付します。	子育て当事 者(妊娠 期・乳児 期)	新規	市内に住民登録がある妊産婦で、母子健康手帳の交付を受けてから当該出産した子が1歳の誕生日に達する日の属する年度内までの方を対象に、申請に応じて助成券(100円券×120枚、12,000円分)を交付する。助成券は、乗降のいずれかが市内又は新白河駅である場合に利用できる。	生活防災課
		遠方出産支援 助成事業 【再掲】		者(妊娠 期•出産 時)	新規	【再掲】 遠方の分娩施設(出産を扱う病院や診療所、助産所)で出産す る妊婦に、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成する。	こども支援課
		給	どもを養育している者に手当を支給します。	子育て当事 者(乳幼児 期・学童 期・思春 期)	継続	こどもの健やかな成長を支援するため、高校終了までのこどもを養育 している者に手当を支給する。	こども支援課
		成事業	までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を 助成します。	期·学童 期·思春 期)	継続	こどもの健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成する。	こども支援課
		化	用するこども及び0〜2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等を無償化します。	子育て当事 者(乳幼児 期)	継続	3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する こども及び0〜2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等を無 償化する。	こども育成課
				子育て当事 者(幼児 期)		1歳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児健診を受診後に、健診会場にてクーポン券を交付する。当該健診を受診後に転入した場合には、転入手続きの際に窓口にて交付する。 クーポン券は、おむつやこども服、市指定ごみ袋などの育児用品等のほか、ファミリー・サポート利用料にも使用できる。	こども支援課

		311 13 (2)				
基本施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組		担当課
小項目			対象	方針	具体的な事業内容	旦二杯
(3) 経済的支援の 推進	小学校入学祝 金支給事業	安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学	子育て当事 者(学童 期)		児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心し て子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども 1 人 当たり5万円の入学祝金を支給する。	こども支援課
	多子世帯給食 費負担軽減事 業	子育てしやすい環境を充実させるため、18歳以下の兄弟姉 妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対 象に学校給食費を全額助成し、多子世帯における経済的な 負担軽減を図ります。	者(学童		18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の 児童生徒を対象に学校給食費を全額助成する。	健康給食推進室
		担を軽減し、これまでどおりの質や量を保った給食を提供するため、給食食材価格高騰分を市が負担します。	期·思春 期)	継続	給食食材価格高騰分を補助金として各給食会計運営施設に交付する。	健康給食推進室
	就学援助事業		<del>**</del> / <del>***</del> ***		経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に 対して、給食費等の就学援助費を支給する。	学校教育課
	事業 入学一時金貸 与事業	難な生徒や学生等に対して、就学支援を行います。また、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図るため、学校訪問等による情報発信を強化しながら返還一部免除制度の利用を促進します。		継続	就学の意思と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な生徒や学生等に対して、就学支援を行う。また、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図るため、学校訪問等による情報発信を強化しながら返還一部免除制度の利用を促進する。	教育総務課
(4)まる子をする子をする。 (4)まる子をすりのは (4)まる子をすりのは (4)まる子をするが (4)まる子をするが (4)まる子をするが (4)まる子をするが (4)まる子をするが (4)まる。	性別役割分担 意識の見直し	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行っていきます。		継続	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、男女間の格差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行う。	関係各課

基本	松华		<b>.</b> . =			令和7年度 指針	
<b>至</b> 华		施策の展開	主な取り組み・事業		取組	日从处外市举办交	担当課
	小項目			対象	方針	具体的な事業内容	
まちぐるみで	と子育 ての両 立を支	の両立のため	るとともに、市民に対する広報を行います。 また、就職・復職に向けたセミナーや就労に関する個別相 談、子育て世代の採用に取り組む事業者との交流会を開催	青年期・子 育て当事 者・事業主	A 継続	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に努めるとともに、市民に対する広報を行う。	商工課
する取 り組み の推進	職場づ くりの		するなど、仕事と子育ての両立を目指す女性を支援する場を提供します。		継続	女性に寄り添った仕事と子育ての両立支援を掲げ、就職・復職に向けた女性向けのセミナー開催するほか、女性の採用や働き方に理解のある企業を対象とした「企業見学バスツアー」、「インターンシップ」を開催するなど、多様な働き方の推進を図る。	地域拠点整 備室
		団体(商工団 体、農業団体 等)との連携	等の意識の醸成を図り、国、県、関係団体等と連携し、広	青年期・子 育て当事 者・事業主		多様な働き方を実現するため、労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図り、国、県、関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を推進する。 また、女性のための起業セミナーを開催して起業家支援に取り組むことで、女性の自己実現を支援する。	商工課 関係各課
			次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。		A 継続	市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行う。	商工課総務課
		男性の育児休 業支援事業	男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付します。	者(乳幼児		白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した 場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付する。	商工課
	てに関する意識の啓	ける男女の相 互協力の促進	い、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。	市民全体	A 継続	家庭生活での男女共同参画について、啓発と理解を深める機会の 提供を行っていく。	生涯学習課
		る意識啓発	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。	市民全体	A 継続	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進める。	こども支援課

			9.31366		ביטע		
其本	施策		ナル取り知り、 東光			令和7年度 指針	
		施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	ディック ディスティック ディック ディック ディック ディック ディック ディック ディック デ	
	②子育	学校における 男女平等教育	自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について	学童期·思 春期	Α	自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、「特別の教科 道徳」や	
子育て	する意 識の啓 発と家	の推進	道徳」や任芸科の技業等で「両性の本員的平等」について 全小中学校で指導します。	<b>音</b> 划	継続	社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導する。	学校教育課
り組みの推進	域での	地域における 男女共同参画 の推進	出前講座等を通して、地域における男女共同参画について 市民に広く周知を図ります。	市民全体	A 継続	地域における男女共同参画について市民に広く周知を行っていく。	生涯学習課

基本	爾等			•		令和7年度 指針	
		施策の展開	主な取り組み・事業	+1 <i>4</i> 5	取組	具体的な事業内容	担当課
(1)	小項目	日公四年の勅		対象	方針		
(1) 住居環 境の向 上と快	環境の		既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努め、安全で安心して暮らせる居住環境づくりに努めます。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育て		県が実施する都市計画道路西郷搦目線円明寺工区等の整備支 援	都市計画課
上 適 ち う り の 促				当事者	A 継続	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努めるとともに、安全で 安心して暮らせる居住環境づくりに努める。	道路河川課
進						みなし道路に接して建築行為を行う者に対して、事前の受付・協議 を実施する。	建築住宅課
		公営住宅の整備		乳幼児期・ 学童期・書 ・子育 ・子者 当事者	A 継続	松風の里市営住宅1号棟給排水管改修工事 広畑市営住宅A号棟給排水管改修工事 関川窪市営住宅5号棟施設改修工事 松風の里市営住宅3号棟揚水ポンプ取替修繕 関川窪市営住宅7号棟揚水ポンプ取替修繕 久田野市営住宅4号棟揚水ポンプ取替修繕	建築住宅課
		家改修等支援	市内の空き家を有効活用し、移住・定住を促進するため、新婚家庭や子育て家庭等を対象に、空き家の改修費及び清掃費、建て替えに伴う除却費の一部を補助します。	青年期・子者で知・事のでは、事事のでは、事事のでは、事事ののでは、またいでは、またいではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいではいい	A 継続	空き家を購入または賃借した新婚家庭、子育て家庭が行う改修・清掃に係る費用を補助 ・改修費 補助率1/2 上限150万円 ・清掃費 補助率定額 上限30万円 新婚家庭、子育て家庭が購入、賃借、相続または受贈した空き家を建て替える場合の空き家の除却費用を補助・除却費 補助率1/2 上限80万円	企画政策課

甘木	:			-		令和7年度 指針	
<b>空</b> 华	小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(1)住境上適ちり進環向快まく促	環境の	の家賃補助	内の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の 一部を補助することにより、子育て世代の負担軽減を図ると	子育て当事 者(乳幼児 期・学童 期・思春 期)		市外から転入し、白河市中心市街地活性化基本計画区域と一部が計画エリアとなっている町の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の一部を補助・補助額 家賃から勤務先の住宅手当などを除いた額の4分の1 ※上限額 集合住宅13,000円、一戸建て住宅17,000円・補助期間 最長3年(36か月)	まちづくり 推進課
		公園の整備充 実		学童期·思 春期·青年	継続	新白河6号公園整備 鶴子山公園芝生広場整備 大信総合運動公園トイレ更新 高山西公園複合遊具更新 公園施設の長寿命化を図るための計画を策定	都市計画課 関係各課
					A 継続	南湖公園の店舗前の湖畔の園路周辺に照明を設置するとともに、 南側の砂利道の舗装化に取り組む。	都市計画課
		全	適切な維持管理を行います。 また、こどもたちが日常的に集う公園緑地を良好な状態に 保つためには、ボランティアや市民の協力も必要です。そこ で、新たなボランティアや市民支援団体の発掘と育成に取り 組みます。		A 継続	公園緑地の適切な維持管理及び市民との公園維持管理協定による公園管理	都市計画課
		ちづくりの推進	種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により 計画的に推進します。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や 交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進す る。	関係各課
	快適に活	公共施設等の ユニバーサルデ ザイン化の推進	ユニバーサルデザイン化を図ります。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青育 期・子育て 当事者	A 継続	複合施設整備事業(仮称)表郷こども園整備事業	建築住宅課

						令和7年度 指針	
基本	<b>施</b> 策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	19419 1 22 3421	担当課
	JUTE II	心水の成用		対象	方針	具体的な事業内容	
(1)	小項目	サイン プログラ また					
境の向 上と快 適なま	②でにで道施登を適動るや等	備	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、 全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を 図ります。	乳幼児期・ 学童期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な 生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図る。	道路河川課
りの促 進	の整備 促進	歩行者用道路 の整備	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のための整備を計画的に推進します。 ※歩行系ネットワーク 歩道や横断歩道など、歩行者が通行可能なルートが市内全域でつながっていること。	学童期・思春期・青年期・子育て 当事者		歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のための整備を計画的に推進する。	道路河川課
(2) 安全 安心 まりの 推 推	安全対 策の推	交通安全施設 の整備	いて、関係機関と協議を進め実施します。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子育 当事者	A 継続	交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事を行う等、整備を図る。また、信号機やカーブミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め実施する。 地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討して実施する。	道路河川課
					A 継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、 必要な安全対策を検討し実施する。 交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事や、信号機やカーブ ミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め、必要に応じて実 施する。	生活防災課
		総合交通安全 対策の充実	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。	乳幼児期・ 学童期・思 春期・青年 期・子青て 当事者	継続	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対 策を検討して実施する。	生活防災課

#+	₩∞			_(0 10	<u> </u>	令和7年度 指針	
基本	<b>心</b> 束	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	日什的小声类中交	担当課
	小項目			対象	方針	具体的な事業内容	
(2) 安全・ 安心の まりの 推進	安全対 策の推	通学路の合同 点検事業	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、「白河 市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携して 合同点検を行い、問題点の解決に努めます。また、児童・生 徒への交通安全指導について検討します。	学童期・思 春期・青年 期・子育て 当事者	A 継続	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために「通学路安全推進会議」に参加し、「白河市通学路交通安全プログラム」により関係機関と連携し、合同点検を行い、問題点の解決に努める。また、児童・生徒への交通安全指導について検討する。	生活防災課
						通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、「白河市通学路 交通安全プログラム」により、関係機関が連携して合同点検を行い、問題点の解決に努める。また、児童・生徒への交通安全指導に ついて検討する。	道路河川課
					A 継続	小学校4校、中学校2校の点検箇所18箇所で実施する。	学校教育課
		交通安全の推 進	運動を中心とした啓発活動を実施します。今後も交通安全	* #n m +	A 継続	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要であり、 その「気付き」のきっかけづくりとして、各交通安全運動を中心とした 啓発活動を実施する。今後も交通安全に関するルールの周知や交 通安全教室を小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子 で交通安全を考える機会をつくる。	生活防災課 こども育成課
					A 継続	交通安全教室の実施と共に、全国交通安全運動にも積極的に取り 組む。	学校教育課
		交通安全意識 の啓発	市内の小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両の派遣など、必要な支援を行います。	学童期		市内の小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施 し、交通安全に対する意識の高揚を図る。 交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両 の派遣など、必要な支援を行う。	生活防災課

+-	- <b>1</b> 774 /×/×		ng zga cha	,	<u> </u>	令和7年度 指針	
基本 	施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	日从处本业本办	担当課
	小項目		ſ	対象	方針	具体的な事業内容	
(2) 安全・ 安心 まちりの 推進	安全対 策の推	の向上		学童期·思 春期		各校で交通安全に関する教職員の指導力の向上に努めるよう呼びかけるとともに、交通安全の研修の機会がある度に積極的に紹介する。	学校教育課
		トの正しい使用 の徹底		— _		チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を 幼稚園等にて展開し、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。 交通安全運動期間及び6月のシートベルト着用強化月間に市ホームページや防災無線等での呼びかけを実施する。	生活防災課 こども育成課
	②地域 安全活 動の推 進	地域防犯組織 の充実		±+n == ±	A 継続	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や情報共有など、地域の防犯組織の育成と活動支援を行う。	生活防災課
		防犯意識の啓 発	施します。	±+n == ±	A 継続	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線等を使用した広報啓発活動を実施う。	生活防災課
				<b>★#n m +</b>		犯罪を未然に防止する安全な環境づくりため、防犯灯・街路灯の計 画的な設置や適正な管理に努める。	道路河川課

			11文工文化で 八足	_,_,_	<u> </u>	令和7年度 指針	
基本	施策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	15 14 5 145	担当課
	小項目	心水の成用	Г		方針	具体的な事業内容	二二二
(2) 安全・ 安心の まちりの 推進	②地域 安全活 動の推	自主防犯活動 の促進	報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に問知を行います。 また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知しま	子育て当事 者(幼児 期・学童 期・思春	Α	警察署や関連部署と密に情報共有を行い、不審者等の情報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に周知を行う。また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知する。	生活防災課 こども育成課
					A 継続	不審者情報とそれに対する対策について、アプリを活用して、適宜速やかに小・中学校に通知するとともに、子ども支援課、生涯学習課との情報共有を行う。	学校教育課
					A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めた い。	生涯学習課
		関係機関・団体との情報交換	隊)や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線 等を活用した犯罪の情報周知を行います。 少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との 情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めます。	子者(幼子) 子者(幼学思・学表 リン・ リン・ リン・ リン・ リン・ リン・ リン・ リン・ リン・ リン・		こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体(協会・指導隊)や 警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した 犯罪の情報周知を行う。 少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共 有を図り、非行防止と健全育成に努める。	生活防災課
					A 継続	少年補導員と連携した情報提供を行う。	学校教育課
					A 継続	関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めた い。	生涯学習課
		パトロール活動 の推進	PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関 : 係機関と連携し、学校付近や通学路等において見守り隊等 : のパトロール活動を実施します。	幼児期•学 童期	A 継続	PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関と連携し、学校付近や通学路等において見守り隊等のパトロール活動を実施する。	生活防災課
					A 継続	見守り隊の活動を実施する。	学校教育課

	<b>577</b> 66		11,21,000			令和7年度 指針	
基本	<b>施</b> 策	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
	小項目			対象	方針	<b>元仲りの手未</b> り日	
安心の	②地域 安全活 動の推 進					関係機関との情報の共有化を図り非行防止と健全育成に努めた い。	生涯学習課
くりの推進	(	防犯講習の実 施		<b>卒40 田丰</b>	A 継続	学校や方部会などの要望に応じて、防犯講習を実施する。	生活防災課
					A 継続	全小中学校で防犯教室を実施する。	学校教育課
						地域の要望に応じて、出前講座等を活用し、防犯意識を高めるため の機会を提供する。	生涯学習課
		「ひなんの家」 の設置	こどもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所となる「ひなんの家」の拡充に向けて協力を依頼するとともに、学校と情報共有を図り、定期的に名簿の見直し、ステッカーの更新を行います。	学童期·思 春期	A 継続	学校と情報共有を図り、名簿の見直しを行い更新する。	生涯学習課
	<b>キ</b> への	に対する教育・	幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校のPTAや生徒会等が主体となり、メディアコントロールの推進に取り組みます。さらにメディアコントロールの普及・拡大に向けて中学校区で講演会等を実施します。	童期·思春		各学校でメディアコントロールの取り組みを実施する。また、中学校 区で講演会等を実施する。	学校教育課
			犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更正について理解 を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪のない社会 の実現を目指します。	去#0 丰ケ	継続	街頭啓発活動等を行い犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない社会の実現を目指す。	生涯学習課

基本施策			-		令和7年度 指針	
基个 <b>心</b> 块	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	共体的な学来的合	
(1) 学校生活等課 題を抱えるこ どもの支援	発見·早期対応	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQUテストを年2回実施し、より良い学級づくりのために活用を図るとともに、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を定期的に実施します。			学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQUテストを年2回実施し、より良い学級づくりのために活用を図るとともに、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努める。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を定期的に実施する。	学校教育課
			学童期·思 春期	A 継続	Q Uテストを実施し学級の実態を把握することで、不登校の未然防止、早期対応、早期解決に努める。	学校教育課
		生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、QUテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかけます。	<b>≠</b> #¤	A 継続	生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、Q Uテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかける。	学校教育課
	係機関との連携	道徳の授業を通して、あいさつの励行や共同活動の充実を 図ります。	学童期·思 春期	A 継続	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常生活や道徳の授業を通して、あいさつの励行や共同活動の充実を図る。	学校教育課
	スクールカウン セラー配置事業 【再掲】	各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、 保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウン セラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関 との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること	学童期・思 春期・子育 て当事者	継続	【再掲】 各小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者に カウンセリングを行う。また、スクールカウンセラーと教職員によるコン サルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期 対応につなげる。	学校教育課

		J.又]友/J/心女なCCU*石臼*.		<u> </u>	コンド主とこれものフ	
基本摊策					令和7年度 指針	
<u> </u>	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	7077N 11	
学校生活等課題を抱えるこどもの支援	援の推進	きめ細かな相談体制の整備に努めます。 各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。	春期		いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努める。 各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。	学校教育課 こども支援課
対策の推進	ターの設置 【再掲】	たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。	童期・思春期・青年期・子育て 当事者	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課
			妊娠期・乳 幼児期・思 童期・思育 期・子育 当事者	A 継続	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして 妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学 校、子育て支援機関等との連携を図る。	こども支援課 学校教育課
	相談支援体制 の充実	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家 庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。	妊娠期・乳 幼児期・思 童期・思育 期・子育 当事者	継続	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援 センターとも連携し、支援体制の充実を図る。	こども支援課
	策地域協議会 の推進	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組みます。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に通うすべての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図ります。	妊娠期・乳 対児期・思育 ・乳 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	継続	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、 代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催し、各構成機 関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で 子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組む。 また、市内の小中学校、幼稚園・保育園・認定こども園等に通うすべ ての児童・生徒にチラシを配付し、児童虐待の啓発を図る。	こども支援課

		3.又及が必要なここの 石百 .				
基本施策					令和7年度 指針	
<u> </u>	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	元件リルチ末 7 TT	
(2) 児童虐待防止 対策の推進	(こんにちば赤 ちゃん)事業 【再掲】	や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。	期)	継続	【再掲】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを 聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の 状況や養育環境等の把握や助言を行う。	こども支援課
	ホームスタート事業【再掲】		+ /= / /		【再掲】 未就学のこどもがいる家庭を対象に、地域の子育て経験者(ホーム ビジター)が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことに より、ネグレクト(育児放棄)等の虐待防止及び早期発見につな げるとともに、親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立 の防止などに努める。	こども支援課
(3) 障がい児施策 の充実	乳幼児健康診 査 【再掲】	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。継続的に支援を要するこどもを把握し、受診後に適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。		継続	【再掲】 乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、1か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行う。 継続的に支援を要するこどもを把握し、受診後に適切なフォローを行う。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧める。	こども支援課
	障がい児教育 の充実	市内の幼稚園・保育園・こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努めます。 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、家庭児童相談 員による教育相談を行い、就学への円滑な移行を進めま す。	++n →+	A 継続	市内の幼稚園・保育園・こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努める。 教育委員会で該当園児の実態把握に努め、家庭児童相談員による教育相談を行い、就学への円滑な移行を進める。	学校教育課 こども支援課 こども育成課
	療育体制の整 備	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・ 福祉・教育等の連携の強化を図ります。	幼児期・学 童期・思春 期・子育て 当事者	A 継続	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・ 教育等の連携の強化を図る。	社会福祉課

		<u> </u>				
基本施策					令和7年度 指針	
	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項			対象	方針	36H-100F-XI JH	
(3) 障がい児施労 の充実		介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援します。	か見期・学覧期・思春明・子育の 明・子育で は事者	継続	障がいを有する児童が地域生活を送りやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供する。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等を提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談を支援する。	社会福祉課
	就学前の障がい児の発達支援の無償化	子育て家庭を応援するため、3~5歳の障がい児が利用す 幼 る児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償 育 化を継続して実施します。	で当事者		子育て家庭を応援するため、3~5歳の障がい児が利用する児童 発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して 実施する。	社会福祉課
	白河っ子応援 事業【再掲】	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を   幼   対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。   育	か児期・子 すて当事者		【再掲】 幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児(4~5歳)を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施する。保護者にも参加していただき、子どもの遊びの様子を共有した後、臨床心理士言語聴覚士・保健師・相談員による個別の相談会を実施する。	こども育成課
	特別児童扶養手当の支給	監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支   者   給します。	月·学童 月·思春 月)		20歳未満で身体又は精神に障がいを有する児童を家庭で監護、 療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給する。	社会福祉課
	障がい児福祉 手当の支給	20歳未満で障がいが重度のため日常生活において常時介 幼 護を必要とする状態にある在宅の方に障がい児福祉手当を 支給します。 期	題:思春 明		20歳未満で障がいが重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方に障がい児福祉手当を支給する。	社会福祉課
	自立支援医療 (育成医療)の 助成	18歳未満の身体障がいのある児童で、障がいを除去、軽減   幼する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対   童して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。   期	期·思春		18歳未満の身体障がいのある児童で、障がいを除去、軽減する手 術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能 力を得るための育成医療費を助成する。	社会福祉課

++	<b>₽</b> ₽		312,187,92,00000000000000000000000000000000000			令和7年度 指針	
基本	<b>州</b> 東 小項目	施策の展開	主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(3) 障がいり の充実	 児施策		身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。	幼児期・学 童期・思春 期	継続	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行う。	社会福祉課
		事業	単独で外出困難な障がい児の余暇活動や社会参加のための移動支援を提供します。 見守りが必要な児童の預かりを行う「日中一時支援」を提供します。 障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。	童期•思春	拡充	単独で外出困難な障がい児の余暇活動や社会参加のための移動 支援を提供する。 見守りが必要な児童の預かりを行う「日中一時支援」を提供する。 障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の 給付を行う。	社会福祉課
		援事業	「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、圏域内の現	<b>★#0 □ ★</b>	新規	医療的ケアが必要なこども(医療的ケア児)の支援のため、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、圏域内の現状を把握しながら医療、福祉、教育分野の連携を総合的に調整するとともに、多様なニーズに対応するため、通所や短期入所施設、訪問サービス事業所等、社会資源の充実を促進する。	社会福祉課
		児童生徒の適	こども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、 変容の把握に努め、各校の必要に応じて、指導主事等を派 遣します。	学童期•思 春期	A 継続	各校の必要に応じて、指導主事等を派遣する。	学校教育課
		の推進	学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのあるこどもについて、教員の資質向上のために研修の機会(支援員研修会、特別支援学級担当研修会、担当者会議)を持つとともに、個別のかかわりへの支援をします。	<del>+-</del> +	継続	支援員研修会··2回実施予定 特別支援学級担任研修会··1回実施予定 担当者会議··1回実施予定	学校教育課
(4) こども0 生活困窮		ターの設置 【再掲】	な支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支	妊娠期・乳 幼児リ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カリ・ カ		【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課

基本施策		> = /= = /	<u> </u>		令和7年度 指針	
小項目		主な取り組み・事業	対象	取組 方針	具体的な事業内容	担当課
(4) こどもの貧困・ 生活困窮対策	生活困窮者自立相談支援事業	生活サポート相談窓口を設置して、相談支援員による生活	思春期・青年期・子育 年期・子育 て当事者	A 継続	①自立相談支援事業(相談業務) ②住居確保給付金(家賃補助、引越費用補助(R7~)) ③就労支援事業(就労を支援業務) ④就労準備支援事業(就労に向けた準備、自立を促す事業) ⑤家計改善支援事業(家計収支を見える化する事業) ⑥子どもの学習・生活支援事業(学習支援や養育など支援) ⑦居住支援事業(シェルタ事業(R7~))	社会福祉課
(5) ひきこもり支 援の推進		ひきこもり状態にある人やその家族の悩みや問題解決のため、民間委託によるワンストップ窓口「白河市ひきこもり相談支援センターTUNAG〜つなぐ〜」を中心に、関係機関と連携し、相談支援や適切な支援機関への案内・誘導を行います。	春期•青年	A 継続	①ひきこもり自立支援事業 (ひきこもりに特化した相談窓口を設置・運営し、来所や電話、電子メール及び訪問、アウトリーチ等による相談支援、居場所づくり、社会参加への応援、支援者の定例会の開催) ②ひきこもり等孤独・孤立対策推進事業 (孤独・孤立の問題を抱える幅広い世代を対象とした相談支援やオンライン居場所づくり、出張相談会を実施する)	社会福祉課
	若者居場所づく り事業の設置 運営	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手 であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む 上で困難を抱える若者(概ね年齢15歳~39歳)に対し、関係 町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所(ユースプレイス)を提供し、就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。	思春期·青 年期	A 継続	①ユースプレイス県南 (個別相談、ボランティア体験、コミュニケーション能力アップのため のプログラム、就労支援の実施)	社会福祉課
(6) ケアラー支援 の推進	こども家庭セン ターの設置 【再掲】	ター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りなが	妊娠期・乳 幼児期・学 童期・思春 期・子育て 当事者	A 継続	【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課

基本施策		ナン取り知り、東米			令和7年度 指針	
	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	20172500320132	
(6) ケアラー支援 の推進	白河っ子家事・ 育児サポート事 業 【再掲】	家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。	者(妊娠 期・乳幼児 期・学・学 期・思春期		【再掲】 家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う。	こども支援課
	会	関係機関に求められる役割や関係機関における連携の重要性などを学び、ケアラー支援の人材を育成することを目指し、講演会を実施します。	春期・青年 期・子育て 当事者		市民・事業者・関係機関を対象に、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援等に関する知識を深めるための講演会・研修会を開催する。 講演会・研修会終了後には参加者に対して市独自の受講修了証を配布し、今後のケアラー支援を担う支援者の育成につなげる。	社会福祉課
(7) ひとり親家庭 の自立支援	ひとり親家庭 ジョブサポート 事業	添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。	子育て当事 者(乳幼児 期・学童 期・思春 期)		ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就 業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保する。	こども支援課
	児童扶養手当 の支給	助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	期·学童 期·思春 期)	継続	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児 童の福祉の増進を図るため手当を支給する。	こども支援課
	婦福祉資金貸付金		期・字童 期・思春 期)・思春	継続	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子での資金貸し付けを行う。	こども支援課
		経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図る ため、医療費の一部を助成します。	子育て当事 者(乳幼児 期・学童 期・思春 期)		経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、医 療費の一部を助成する。	こども支援課

		<u> </u>	, , , ,		コロリ主で「ためのフ	
基本施策		ᆉᄡᄧᄵᄱᇍᆥᄴ			令和7年度 指針	
<u></u>	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	<b>元仲りの尹未じ</b> は	
(7) ひとり親家庭 の自立支援	応援給付事業	で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	期・字重 期・思春 期)	継続	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の養成機関で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給する。	こども支援課
	応援貸付事業	に、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。	者(乳幼児期・学童期・思春期)	継続	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円(こどもの人数による加算有り)を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援する。	こども支援課
			期·字重 期·思春 期)	継続	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、 修了した場合に受講費用の一部を助成する。	こども支援課
		認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講 費用の一部を助成します。	子育て当事 者(乳幼児 期・忠 期・思春 期)・思春 期	継続	ひとり親家庭の親又は20歳未満のこどもが、就職・転職によって、 自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格 を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成する。	こども支援課
(8) 若者の希望が 叶う環境づく りの推進	結婚支援の充 実	婚姻件数の減少は少子化の原因の一つと考えられています。 結婚は個人の価値観に委ねられるものですが、結婚を希望 する人に対して出会い、交際、成婚まで一貫したサポート体 制を構築し、支援します。 また、平日の夜間帯に若者が気軽に交流できるイベントを 定期的に開催し、未婚者に自然な出会いの場を提供しま す。			前年度に引き続き、結婚専門員2名、良縁あわせ隊による伴走型結婚支援を実施する。 「ヨル活交流事業」として、ジャンルの異なる小規模な交流イベントを市内で全6回(各回10名程度)を開催し、若者同士の交流を生み出すことで、若者の希望する「自然な出会い」を創出する。	生活防災課
	不妊治療費助 成事業 【再掲】	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。	青年期	A 継続	【再掲】 不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院 に対する助成を行う。	こども支援課

基本施策					令和7年度 指針	
<u> </u>	施策の展開	主な取り組み・事業		取組	具体的な事業内容	担当課
小項目			対象	方針	ス件ができます。	
包括的な支援 体制の構築	【再掲】	ター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て家庭・こどもへの新たな支援体制をスタートさせ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげていきます。	童期・思春 期・子育て 当事者		【再掲】 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につな げる。	こども支援課
	談窓口	様々な問題を抱え、相談先にお困りの方や複雑・複合化する課題があり単独の課で解決ができない相談を受け止め、市民の悩みや困り事を埋もれたままにしないために、令和3年7月27日に「福祉まるごと相談窓口」を開設しました。保健福祉部各課職員が相談員として対応する体制を確保し、連携を図り対応します。	春期・青年 期・子育て		①相談員は2課で週ごとの輪番とし、1課1名ずつの2名(正・副)体制とする。 ② 相談内容が単独の課で対応できる場合は、その担当課職員につなぎ終結する ③ 解決が困難で複数の課の連携支援が必要と判断される場合は社会福祉課社会生活支援係は、ケース会議を開催する。	社会福祉課